平成２８年（フ）第４０２４号
大阪市生野区巽南３丁目18番28―403号
債務者　才木　治夫
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７３２３号
東京都足立区谷在家２丁目14―２―302
債務者　長田　正彦
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３２４号
東京都町田市鶴間５丁目15―12　Ａ―２
債務者　田中明日香（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３２７号
東京都国立市谷保６丁目17―37　シルバーハイツ谷保
債務者　滝口マチ子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３３３号
東京都板橋区赤塚新町２丁目１―５―302
債務者　森　　桜花
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３４０号
東京都東大和市新堀３丁目19―13　ピースフルメゾン３号
債務者　浪川　　満
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３４５号
東京都渋谷区本町５丁目42―10　第２富喜マンション201
債務者　加藤　照子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３４６号
東京都西東京市北町５丁目13―２　第２西山コーポ102
債務者　赤崎　良雄
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３４８号
東京都杉並区下井草１丁目１―18　プチファミールＡ棟102
債務者　遠藤　順子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８２号
愛知県岡崎市井内町字西浦29番地３　コーポ西浦Ⅱ203、前住所愛知県岡崎市柱４丁目６番地１　マンションニューシーズ401
債務者　橋本　　明
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
熊本県球磨郡錦町大字西2991番地２　カーサひわの木Ⅱ202号室
債務者　瀬尾　祥美
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第４７号
千葉県茂原市上永吉988番地８（ハイムひめはるＢ棟101号）
破産者　水野　盛勝
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
静岡市清水区蒲原２丁目４番25号
破産者　有限会社長野商店
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６５号
名古屋市守山区小幡千代田11番29号
破産者　有限会社ライフケア東海
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目16番31号　交通局スカイマンション１Ｆ２号、商業登記簿上の本店所在地鹿児島県鹿児島市荒田１丁目38番11号
破産者　有限会社アイ企画
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係